

# 誓約書 兼 スマートフォン・タブレット貸与契約書

親：\_\_\_\_\_（以下、甲という）と子：\_\_\_\_\_（以下、乙という）は、甲が貸与するスマートフォン・タブレット（以下、端末という）の利用等に関して、次の通り合意したので本契約を締結する。

## 第1条（目的）

甲が購入した端末を乙が利用するにあたり、本契約を誠実に守ることとする。端末は文房具のようなツールであるため、過度に依存することなく適切な利用を心がける。

## 第2条（端末の利用）

- 基本は、家族との連絡用として利用するものとする。
- **利用は朝6時から夜\_\_\_\_\_時までとする。**
- **中学生は定期テスト、小学生は『漢字・計算検定』及び『チャレドリ』の\_\_\_\_\_週間前から終了までは利用をしない。期間中は甲が端末を保管する。**
- 利用したいアプリがあるときは、乙から甲に申し出る。甲に無断でダウンロード利用はしない。
- LINE は、家族および学校関係の友人の間で最小限の利用を認める。
- その他の SNS サービス (Twitter/Facebook/Instagram/TikTok 等) の利用は甲の許可を得ること。

## 第3条（端末利用の場所）

- 原則として、リビングで利用し、自室に持ち込まない。
- 食事中、入浴中、トイレ中の利用はしない。
- **就寝時と学習時はリビングの充電コーナーに置き、乙の半径5m以内には置かない。**またアラーム機能が必要な場合は目覚まし時計を使用する。

## 第4条（監査）

甲は必要に応じて、端末の情報を確認することができる。実施の際は乙のプライバシーを最大限に尊重する。

## 第5条（罰則）

**本契約が守られなかったときは、甲は乙に対して一定期間の利用禁止を命じることができる。**

## 第6条（有効期間）

- 本契約書の有効期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までとする。
- 前項の定めに関わらず、甲は本契約を解約することができる。

## 第7条（協議事項）

本契約書に定めのない事項が生じたとき、甲乙が誠意を持って協議の上解決する。

以上、本契約の成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名のうえ、それぞれ1通を保管する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

甲 \_\_\_\_\_

乙 \_\_\_\_\_